

平成28年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会

議事録

日 時	平成28年7月25日（月）午後2時から4時
場 所	逗子市役所3階 庁議室
出席者	[委員] 橋詰 博樹、松岡 夏子、南川 秀樹、鈴木 マリ子、 松本 真知子、山崎 純一、尾方 克実、田宮 良子、 山上 寿美
欠席者	[委員] 無
事務局出席者	環境都市部長 田戸 秀樹 環境都市部次長（減量化・資源化担当） 資源循環課長事務取扱 石井 義久 資源循環課資源循環係長 中川 公嗣 資源循環課資源循環係専任主査 鈴木 均 資源循環課資源循環係主事 佐藤 節 環境クリーンセンター所長 藤井 寿成 環境クリーンセンター副主幹収集係長事務取扱 中村 純一 環境クリーンセンター処理係長 松岡 幹夫
会議公開の可否	可
傍聴者	0名
議題等	1 会長・副会長の互選 2 今後の審議内容及びスケジュールについて 3 環境保全に係る世界と日本の動き 4 逗子市の一般廃棄物の処理の現状について 5 その他
配布資料	平成28年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会次第 資料1 逗子市廃棄物減量等推進審議会 関係条文 資料2 逗子市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿 資料3 任期期間における審議内容及びスケジュール（案）

- 資料 4 環境保全に係る世界と日本の動き
- 資料 5 逗子市におけるごみ処理の概要
- 資料 6 逗子市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し計画）
- 資料 7 平成 27 年度清掃事業の概要
- 資料 8 逗子市のごみと資源物の出し方（C U Z）
- 資料 9 環境クリーンセンターパンフレット
- 資料 10 逗子市廃棄物減量等推進審議会 諮問・答申一覧
- 資料 11-1 視察資料（熊谷清掃社）
- 資料 11-2 視察資料（久喜宮代衛生組合）

【事務局】 本日はお忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから平成28年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。

本日は新しい任期の第1回目ということでございますので、後ほど会長、副会長の互選をお願いするわけですが、それまでの間、私、事務局といたしまして、環境都市部次長の石井が進行を務めさせていただきます。

それでは早速、皆様方に市長から委嘱状の交付をいたします。市長が皆様の前まで参りますので、大変恐縮ですがお名前をお呼びしましたらご起立をお願いいたします。

尾方克実様。

鈴木マリ子様。

田宮良子様。

橋詰博樹様。

松岡夏子様。

松本真知子様。

南川秀樹様。

山上寿美様。

山崎純一様。

ありがとうございました。

それではここで、市長からご挨拶をお願いいたします。

【平井市長】 皆さん、こんにちは。逗子市廃棄物減量等推進審議会委員をお引き受けいただきましてまことにありがとうございます。本日から2年、どうぞよろしく願い申し上げます。

ご承知の方も多いと思いますが、昨年10月から、一般廃棄物の家庭系ごみ処理の有料化がスタートいたしました。おかげさまで、燃やすごみは約3割の減、不燃ごみは7割の減ということで、大変市民の皆さんに協力をいただき、あるいは事業者の皆さんにも協力をいただき、大きな成果をあげることができているという状況でございます。

ことしの10月からは、さらに持ち込みごみの処理手数料の改定ということで、キロ15円から25円になるという値上げによって、さらなる減量と資源化を図るということを予定しております。先般のこの審議会での審議と答申を踏まえての制度改正と相成りました。

皆様は今回、任期を迎えて2年という形では、最大の課題は生ごみ処理をどうするかということに進んでまいりますので、先進事例の視察も予定いただいているということですので、ぜ

ひとも、いわゆる都市型の都市における生ごみの資源化・減量化をいかにして成し得るかという
ことを、ぜひとも皆様からのさまざまなご指導をいただきながら、逗子市としてしっかりと
解決していきたいと思っております。

また、ごみ処理の広域連携についても、この間、鎌倉と逗子の2市で協議会を設置して議論
してきましたが、今般、隣の葉山町も加えた2市1町の3自治体による広域連携という枠組み
を構築して、これから具体的に協議、対応を図るという方向性を出しまして、今週の金曜日
には広域連携の調印式も迎えるという段取りになってございます。

この間も、鎌倉、葉山との生ごみの資源化等々について連携して取り組んで、バクテリアde
キューロで生ごみの減量化に力を合わせて取り組んできたという経緯がございます。今後、よ
り、ごみ処理そのものの全般的な連携による、さらなる効率化と、そして資源化、減量化に向
けて一層の連携を図るという方向性で進めたいと思っておりますので、審議会の皆様からもさ
まざまなご意見をいただければと思っておりますのでございます。

とにかく、今後、ごみ処理の安定的、なおかつより一層の資源化、減量化を目指した仕組み
を構築していくということですので、ぜひとも皆様からのご審議、ご議論をよろしく願い申
し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。市長はこの後、公務がございますので、申しわけご
ざいませませんが退席させていただきます。

【平井市長】 どうぞ皆さん、よろしくお願いいたします。

(市長退席)

【事務局】 続きまして、事前に送付させていただいております本日の資料の確認をさせて
いただきます。お持ちでない委員さんはお申し出ください。

まず、本日の会議の次第でございます。平成28年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会次
第。続いて資料1といたしまして、逗子市廃棄物減量等推進審議会関係条文。続いて資料2と
いたしまして、逗子市廃棄物減量等推進審議会委員名簿。資料3、任期期間における審議内容
及びスケジュール案。資料4といたしまして、環境保全に係る世界と日本の動き。スライド内
容を印刷したものになります。資料5、逗子市におけるごみ処理の概要。資料6、逗子市一般
廃棄物処理基本計画中間見直し計画。資料7、平成27年度清掃事業の概要。資料8、逗子市の
ごみと資源物の出し方。「キューズ」と呼んでいるごみの出し方の冊子でございます。資料9、
「逗子市環境クリーンセンター」と表紙にあります、クリーンセンターのパンフレットでござ
います。資料10、逗子市廃棄物減量等推進審議会諮問・答申一覧。資料11-1、こちらは横向

きの資料になりますが、熊谷清掃社エコウエスト堆肥化施設」と書いてある資料になります。
資料11-2、久喜宮代衛生組合視察結果の概要。

以上でございます。資料のほう、不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、審議会の進め方などにつきましてご説明申し上げます。

この審議会は、逗子市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理に関する条例、及び逗子市廃棄物減量等推進審議会規則に基づき進めさせていただきます。お手元の資料の中に条例の抜粋、規則全文がございますので、後ほどご確認いただければと思います。

本日の出席人数は委員9名全員の出席をいただいております。したがって、過半数の出席があるということで、逗子市廃棄物減量等推進審議会規則第2条第2項の規定により会議が成立していることをご報告いたします。

また、会議の公開につきましては、本市情報公開条例第20条の規定によりまして、他の法令または条例に特別の定めがある場合、また非公開情報に該当する事項を審議する場合、また会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で審議会等の決定によりその会議の全部または一部を公開しないことと決定した場合、以上の特別の場合を除きまして、原則公開することとなっております。

本日の会議につきましても、逗子市情報公開条例第20条第1項の各号に該当して、非公開とする内容ではないということがございますので、正副会長の選出前ではございますが、公開とすることで取り扱わせていただければと思います。傍聴希望がございましたら、順次入場していただきます。

現在のところ、傍聴希望者はいらっしゃらないということがございますが、途中でも、傍聴希望者がいらっしゃれば順次入っていただくということになります。ご承知おきいただければと思います。

また、本審議会の議事は録音をとらせていただきまして、要点筆記という形になりますが、次回の開催日に皆様に確認、了解をいただいたものを議事録としていきたいと思っております。この議事録は公開情報になります。

それでは、本日は初顔合わせの委員さんがいらっしゃいますので、恐れ入りますが、まずはじめに委員の皆様方に自己紹介をお願いしたいと思います。

お手元に配付させていただきました名簿の記載順ではなく、市長のほうから委嘱状を交付させていただきました50音順の順番ということでお願いできればと思います。

尾方様、よろしいでしょうか。

【尾方委員】 皆さん、こんにちは。私、株式会社スズキヤの尾方と申します。お世話になっております。弊社の中で、私は店舗のスーパーマーケットの営業と運営のほうをやらせていただいております。どうぞ今後ともよろしく申し上げます。

【事務局】 ありがとうございます。

鈴木様、お願いいたします。

【鈴木委員】 特別に職はないのですが、エコ広場を手伝っております。あと、ユーコープのグループをやっているしまして、そこで皆さんとエコ広場のほうを全体で手伝っております。

以上です。

【事務局】 ありがとうございました。

田宮様、お願いします。

【田宮委員】 田宮と申します。逗子市商工会から出ております。今期でまた再度なのですが、一生懸命やっていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

橋詰様、お願いします。

【橋詰委員】 多摩大学グローバルスタディーズ学部の橋詰と申します。多摩大学というのがこの辺でなじみがあるかどうかかわからないのですが、多摩といますので東京都の多摩に本部があるのですが、私のグローバルスタディーズ学部は藤沢市湘南台にございます。多摩大学的には、多摩川と相模川で囲まれた地域をグレーター多摩だというふうに定義をしております。

8年ほど前から多摩大学で環境政策担当をしています。それ以前には厚生省、環境省で環境・廃棄物行政も随分長くやっております。住んでいるところは横浜でございます。よろしく願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

松岡様、お願いいたします。

【松岡委員】 松岡と申します。今回初めて参加させていただきます。よろしく願いいたします。ふだんは三菱UFJリサーチ&コンサルティングといたしまして、環境省とかの委託調査で廃棄物リサイクルに伴う全国各地の調査を仕事にしております。

実は5年前まで、隣の葉山町の職員を3年ほどしておりましたが、その間、ごみの分別とかの担当をしておりました。そのときは逗子に住んでいまして、桜山の住民でしたので、よくスズキヤさんにも、毎日お世話になっておりました。こういう形でまた逗子にかかわらせていただくのを大変うれしく思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

松本様、お願いいたします。

【松本委員】 生まれも育ちも逗子です。20年来、ごみ問題に市民活動で取り組み、6年ほど前までは2期、市議会議員を務めておりました。現在、逗子ゼロ・ウェイストの会の代表や、先ほどの池子の鈴木マリ子さんとも一緒に、エコ広場ずしのことも一緒にやっております。よろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

南川様、お願いいたします。

【南川委員】 どうも、南川でございます。よろしく申し上げます。私は日本環境衛生センターの理事長をしておりますが、それ以外に、横浜国大、早稲田大学、あとは東京経済大学で客員教授をしております、環境について教えていることも多うございます。どうぞよろしく申し上げます。

【事務局】 山上様、お願いいたします。

【山上委員】 山上です。よろしく申し上げます。私は初めてなのですが、地元逗子で、小さいお店なのですが、みんなで仲よく、元気を出して頑張っています。どうぞよろしく申し上げます。

【事務局】 ありがとうございます。

山崎様、お願いいたします。

【山崎委員】 山崎純一です。4年前に逗子のほうに引っ越してきました。生まれは横浜です。昨年、民間会社を定年退職しまして、何か民間じゃない、公的なものでボランティア的なものはないかと探してまして、広報紙でこれが目にとまりましたので公募させていただきました。

ごみについては全く素人と言ってはおかしいでしょうけれど、そういう土地勘は全くありませんが、一生懸命やりたいと思います。よろしく申し上げます。

【事務局】 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

続きまして、本審議会事務局の職員を紹介させていただきます。自己紹介の形でお願いします。

【事務局】 環境都市部長の田戸でございます。よろしく申し上げます。

【事務局】 改めて、環境都市部次長兼資源循環課長をしております石井と申します。よろしく申し上げます。

【事務局】 資源循環課の係長をやっています、中川といたします。よろしく申し上げます。

【事務局】 資源循環課の専任主査の鈴木です。よろしく申し上げます。

【事務局】 資源循環課の佐藤と申します。よろしく申し上げます。

【事務局】 環境クリーンセンターの所長をやっております藤井と申します。よろしく申し上げます。

【事務局】 環境クリーンセンター副主幹兼収集係長の中村と申します。よろしく申し上げます。

【事務局】 環境クリーンセンター処理係長、松岡と申します。よろしく申し上げます。

【事務局】 それでは続きまして、会長、副会長の選出をお願いしたいと思います。

逗子市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理に関する条例第10条で、会長、副会長は委員の互選により選出することとなっております。選出方法につきまして、何かご意見はございますでしょうか。

ご意見がないようでしたら、事務局のほうで、前回に引き続き南川委員に会長をお願いできればと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 ありがとうございます。

それでは南川委員、お願いできますでしょうか。

【南川委員】 かしこまりました。

【事務局】 続きまして副会長の選出でございますが、できましたら南川会長のほうから推薦をお願いできればと思います。

【南川会長】 私は原則として参るつもりでございますが、もしも何か事故等があったて来られない場合にとということで、副会長を推薦したいと思います。橋詰委員に副会長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、会長と副会長に一言ずつご挨拶をいただければと思います。よろしくお願いたします。

【南川会長】 南川でございます。また引き続きよろしくお願いたします。

私自身は、長い間、実は環境の仕事をずっとやっております。環境省で40年弱仕事をしておりまして、最初のころは環境庁時代でございまして、どちらかというと海外関係の案件に

国内的には規制の問題を中心に仕事をしてまいりました。規制の中には当然、さまざまな公害問題の規制、それから自然保護関係の規制ということもございました。

ただ、行政自身が大きく途中から変わってまいりました。やはり単なる環境保全を求めるための規制だけでは環境がよくなるし、またそういった規制も徹底できないと。本来の趣旨が達成できないというふうになってまいりました。1992年にリオで地球サミットもございました。そのしばらく前から、国際的にこれからの環境問題のキーワードは何かということやと議論をしてまいったわけですが、そこで出てきたのが「サステイナブル・デベロップメント」ということございまして、持続可能な社会でなければ環境問題も進展しないということでございます。

したがって、当然ながら、経済の活性化、あるいは治安を含めた安全問題、そういった中で、それとともに環境の保全も大きな一翼を占めると。そういったさまざまな案件がある中で、持続可能な社会をつくっていく上で、環境をしっかり守ることが大事なことだというふうに、徐々に整理がされてきたように思いますし、私もそういった考え方を強く支持するものでございます。

そういったことから、ずっと実は行政を進めてまいりましたが、公務員の最後のときが2011年3月の大地震がございました。その後、福島第一原発の事故もあったわけでございます。したがって、最後の2年半はほとんど実は原発絡みの仕事をしておりまして、放射性物質の除染問題ということをやってきたわけでございます。また、新しい原子力規制組織のあり方についても、責任者の1人として対応してまいりました。おとといも、日曜日だったのですが、福島県へ参りまして、現在の除染の状況、それから農地層の復元状況といったものも見てまいったところでございます。

そんな話はまた後でさせていただきますが、今回、引き続き委員長をさせていただく件で、幾つかお願いがございます。1つは、業界代表の方も3人おられるわけございまして、その方にはぜひ、ふだんから業界の中で、商工会なりの中で、廃棄物の問題、環境の問題について議論をいただきたいと思っております。もちろん、委員としての自由な発言は活発にやっていたいただきたいと思いますが、やはり地域の経済界の代表でもあるわけでございますので、そういったことから、ふだんから関係者の間でご議論をしていただくと、より効果的かなと思うところでございます。

それから、さっき市長のほうからも、これからは廃棄物問題について広域連携をするのだという話がございました。私自身、効率的に廃棄物対策を行う上では、リサイクルも含めてで

ございますが、広域連携は非常に大事だと思っております。そういう意味で、どうやって合理的な廃棄物リサイクル対策を進めるかという点を、皆様と一緒に議論させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは橋詰副会長、一言お願いできますでしょうか。

【橋詰副会長】 先ほどもご挨拶しました橋詰です。南川さんは私の上司だったことが何回かあるなと思っております、あまりお手伝いできるかどうかわかりませんが、また、私は何分逗子は、率直なところ、土地勘がないんです。土地勘がないのが一番、忸怩たるところがありますが、だんだんわかっていくだろうと。

私も大学に8年いまして、結構いろいろな自治体さんとかかわりを持たせていただいて、もちろん藤沢が地元ですので藤沢市、その他幾つかとおつきいをさせてもらってまして、常にどの自治体さんもよくやっていらっしゃるなと思います。

また皆さん方と一緒にいろいろなことを考える機会を与えられたことを感謝しているところでございます。よろしく願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、以後の会議の進行につきましては、逗子市廃棄物減量等推進審議会規則第2条第1項の規定によりまして、南川会長にお願いできればと思います。よろしく願いします。

【南川会長】 では進行させていただきます。

きょうの資料はたくさんございます。それから議題が、私自身がこれまでの経験から少しお話をさせていただくということと、あとは逗子市からさまざまなバックグラウンドのお話をいただくということでございます。

それで、ちょっと順序を、逆転でもないのですが、きょうの資料3にございます、任期期間における審議内容及びスケジュールのうちの、内容のことは後にいたしまして、スケジュールだけ少し見ていただいて、これについて決めるところを決めさせていただきたいと思います。

スケジュール、きょうが第1回でございますが、次回が10月ということで、久喜の衛生組合、それから熊谷清掃社を訪れたいということでございます。

それから、11月の会合は逗子市クリーンセンター見学でございますが、これは近くでございますし、比較的日程調整が楽だと思います。場合によればそこで会議を行うということだと思いますので、それはちょっと置いておきまして、10月の視察の日程だけ先に決めさせていただいて、それからきょうの必要な説明に移らせていただきたいと思いますと思っております。

どうでしょうか。施設のご説明をさせていただくのと、お手元に日程表がございますので、これは平成28年度逗子市廃棄物審議会日程調整表とございますので、ちょっと見ていただいて、説明を聞きながら、これをお書きいただいて、事務局にお渡しいただいて、それを後で集計したいと思いますので、よろしくお願いします。

【事務局】 それでは、お手元にお配りしてあります日程調整表をご覧ください。事務局のほうで視察先と10月中での調整させていただきましたが、視察先の久喜宮代衛生組合では、議会の予定が入っており、予定できるのが10月の第1週、その中で調整をお願いしますということで、3日から7日の間での視察を予定いたしました。

今、お手元に日程調整表をお配りしてございますので、そちらにご都合を記入していただけますでしょうか。今記入していただいて、それを回収して、この審議会の時間の間に日程を調整して、決めさせていただきたいと思います。今日、日程を決めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、すみませんが予定の記載をお願いいたします。

【南川会長】 そうしましたら、回収いただいて、集計をお願いします。それで、どういう場所かという説明は、すみませんが議事が終了次第またやっていただいて、そこでまた日程を決定したいと思います。

それでは、まず今後の審議内容を整理する意味で、説明をお願いいたします。

【事務局】 では説明させていただきます。お手元にお配りしております資料3をごらんください。

今回、委嘱をお願いいたしました委員の方々には、平成28年度と29年度の2カ年の審議をお願いすることになります。

審議内容についてご説明いたします。この2年間におきまして、現在諮問案件の予定は特にございません。お願いする審議内容といたしましては、平成27年3月に改定いたしました逗子市一般廃棄物処理基本計画に、計画事業として取り上げております、先ほど市長からも説明がございました生ごみ処理施設の整備、あとは資源化施設の整備について、審議をお願いする予定にしております。

お手元にお配りしました資料6の、一般廃棄物処理基本計画の41ページに、主な施策とスケジュールが記載されております。この表2の5の1の(2)、ウの中間処理(エ)生ごみ処理施設の整備と、(カ)その他の資源化施設の整備が、それぞれ平成30年度、31年度に計画されております。この生ごみ処理施設及び資源化施設の整備についてご審議いただければと考えており

ます。

次にスケジュールですが、審議を年4回、この図に示してあります時期に開催を予定しております。今年度は、次回を11月、1月、3月という、計4回を予定しております。あとは、10月に1回視察を予定しております、計5回を予定しております。

来年度でございますが、これも予定でございますが、5月、10月、1月、3月の計4回を予定しております。

簡単ですが、以上でスケジュールの説明とさせていただきます。

【南川会長】 今、粗々のスケジュールの説明が事務局からございました。まだちょっとどうなるか、これからでございますので、これについてはもう少し、審議の中身が見えてきましたらまたご意見を伺うということで、きょうはとりあえず粗々のスケジュールを伺ったということにさせていただきたいと思います。

どうぞ。

【松本委員】 これ、審議内容が生ごみ処理と資源化施設の整備なのですが、これには広域連携等がかかわってくると、そちらのほう、それから処理計画を見直さなければならないのではないかと思うのですが、そういったことも入ってくるのでしょうか。

【事務局】 ご指摘のとおり、一つは広域連携につきましては、市長からも冒頭の挨拶でも覚書のことを申し上げましたが、今、現在進行形で協議を進めているところでございます。その影響で、本市一般廃棄物処理基本計画に位置づけている単独での施設整備というのも影響を受けてくるということが当然ございますので、その状況に応じて、その辺の説明のほうは随時、事務局のほうから審議会の場でさせていただければと思います。当然影響は受けてくるということは想定しております。

あと、基本計画につきましては、あくまでも基本的な計画でございますので、そのスケジュールにのっかって、影響が出てくる部分については、見直しということになるのか、あくまでも基本的な方針に基づく範囲の中で進めていくという形になるのかはありますが、現計画の計画期間が31年度までということになりますので、31年度にはいずれにしても改定はしなければいけないということです。そのタイミングも見ながら、基本計画との関係については、またご意見を伺いながら対応してまいりたいと思います。

【松本委員】 広域のこともはっきりしないので後で詳しく伺いたいのですが、大体、葉山と一緒にやるということになった場合に、例えば分別の方法を一緒にしていくのかとか、いろいろなこともあると思うのですが、そういったことも含めて審議の内容になってくるというこ

とですか。例えば葉山は製品プラスチックは燃やしていませんけれども。

【事務局】 具体的に葉山との連携の話につきましても、まだ検討協議を始めたばかりで、具体的にどういう部分でどう連携していくというのは、まだまだこれからの協議事項でございます。相手もあることでございますので。

ただ、重要な事項について、審議会でご意見をいただくという位置づけの審議会でございますので、時期を捉えて、審議会のご意見は伺いながら進めていきたいと思っております。

【南川会長】 よろしいですか。ではまた、議論しながら、疑問が出たら遠慮なくおっしゃってください。

それでは、僭越ですが、新しい審議会の始まりでございますので、私のほうから少し、最近の内外の環境のことについてご説明させていただきます。人によっては、皆さん、ご専門の分野からするとかったるい内容があるだろうと思いますが、そこはあまり気にしないで聞いていただければと思います。

それで、私のほうからポイントだけ説明させていただきますが、環境保全といったときに、よく言われますのが低炭素社会づくり、それから自然共生社会づくり、そして循環型社会づくりということでございます。それについてのポイントだけ、今、ご説明をさせていただきたいと思っております。

最初は、誰でも知っている温暖化の簡単なメカニズムでございます。簡単に言えば、太陽からエネルギーというものが地球に来るわけでございますが、そして、それが全部地球から大気圏を越えて出ていってしまうと、地球の地域が大変寒くなるということでございます。そこは、もちろん大気圏の空気というのは大部分が窒素と酸素でございますが、ごく一部、フロン、あるいはCO₂などが入っているということで、それが温室効果ガスということで、一部の熱についてはそれで逃がさないということで、赤外線の一部を温室効果ガスで遮断して、また地球に戻すということがあって、地球が人類あるいは生物がすみやすい形になっているわけでございます。

これが、CO₂やメタンの濃度が上がることによって、温室効果ガスのレベルが強くなり過ぎるということで、本来、太陽から出て地球に入って、また出ていったものが、以前に比べて、大気圏に残りやすくなるということで、その結果として温室効果が出ているということで、全体としての大気の温度が上昇しているということで、これは簡単なメカニズムです。

次お願いします。そして、これにつきまして、IPCCという国際機関がございます。これはIntergovernmental Panel on Climate Changeということでございますが、根っこは国連のU

NEP、環境計画と、世界気象機関が連携して、世界の学者約3,000人を動員しております。そして、その方が評価報告書の中身原案をつくり、そして、インターガバメンタルでございますので、政府間の代表を集めて議論をしてまとめるということでございます。

したがって、そのベースになるのは科学的な権威のある論文を全部整理して、およそ5年ごとに報告を出すわけでございますが、最終的なまとめをあくまで各国政府間が合意をしたというものでございまして、いわゆる学者だけの論文ではございません。その結果、したがっておおむねこれが世界的に妥当だとされている現在の科学的知見でございます。

まず、気候システム全体が温暖化しているということについては疑いの余地がないということございまして、その原因は20世紀半ば以降の、温暖化について言えば人的起源のガスの排出、CO₂などの排出だということでございます。そして、このまま、現状のままで行った場合については、さらに2.6度から4.8度、温度が上がってしまうということでございます。今、2℃目標、産業革命以来の2℃目標とございますが、それを達成するにはかなり厳しい対策が要るということございまして、2050年までにCO₂などの排出を4割以上減らす。そして21世紀末までにはCO₂の排出がゼロに近づくようにするといったことが言われているわけでございます。

次お願いします。これはしばらく前のデータでございますが、大気中の温室効果ガスがどういうふうにたまってきたかということございまして、いわゆる金魚鉢の絵ということでございます。現在、これは2005年までの数字でございますので、もう少し実は全体として上がっております。380 p p mから400 p p m近くに今上がっておりますが、産業革命以前は280 p p mということで、100 p p m以上上昇しているということでございます。その原因となりますCO₂などの人為的排出量が70数億トン、自然の吸収量、これは海水と森林でございます、これが31億炭素トンということでございます。なお、単位でございますが、この後CO₂が出てきますが、CO₂と炭素はモルと質量の関係で、CO₂にこれを直すときには、たしか12分の44でしたか、そういう計算をしてございまして、ちょっと数字が違いますので、それだけご注意くださいと思います。いずれにしても、自然吸収量の倍以上、実は排出があるということで、これが大きな原因になっているということでございます。

次お願いします。現に、地球の温度が0.85℃上がっているということございまして、2℃ということも現実はかなり難しいんです。相当幅がありますが、あと1.15℃しか、言ってみれば余裕がないということでございます。それから海面も19センチほど世界平均で上がっているということでございます。

次お願いします。問題としては、温暖化というのは実は少しずつ暖くなるだけではございませんで、これはあくまで結果として気象変動が有るということでございます。要は、極端な気象状況が出やすいということでございまして、例えば一番左上の洪水、それから逆に一番右下の渇水ということが、同じ地域で年によって両方とも起きているということもございます。もちろん、東南アジア地域を見ますと、洪水の問題は大変深刻でございます。台風の強さも増しておりますし、洪水の量が圧倒的にふえているということがございます。ただし、去年でございますが、本来、水があふれているベトナムのホーチミン近くの農業地域でも、干ばつで水が足りないということがあったということもございまして、従来あり得なかった気象状況が起きているということでございます。

それから、海面上昇によって沿岸域が相当削られております。私も仕事でカリブ海の島とかを回りましたが、実際に周りにある砂浜がなくなっているという地域がたくさんございます。もちろん食料も影響を受けますし、当然ながら温度が上がることによって氷床が溶けるということもございます。実際にサンゴ礁などを見ますと、これは海水の温度が上がっていること、プラスCO₂を海水が吸収するというので、海の酸性化によっても実はサンゴ礁への影響が出ているわけでございます。

次お願いします。じゃあ現実の排出量はどんな多いのかということでございます。

1990年をスタートにしております。これは、92年に条約ができたわけございまして、そのときのベースになった数字が90年ということでございます。全体としてCO₂ですので210億トンということになります。やはりこのときも、アメリカ、それからヨーロッパ、さらにロシア、日本といった国が多かったわけでございます。そういったこともございまして、後ほどポイントを申し上げますが、まずは先進国から削減をしようとなったわけでございます。そして、ちょっと数字は古いのですが、12年の数字を見ますと、現在1位が中国、2位がアメリカということになっておりますし、インドも大きな数字になってきております。あとはIEAの国際的な予測でございますが、さらに中国のウエートが増す。そしてインドもウエートが増すということでございます。やはり我が国自身も、世界で第5番目ということで、決して少なくない排出量を出しているということでございまして、ますます今後、いわゆる途上国の排出がふえるだろうと。全体としても実はふえるということでございます。

次お願いします。これにつきましての対策でございますが、92年のリオサミットでございます。そのときに、地球気候変動枠組み条約というのができました。これはあくまで枠組み、フレームだけでございます。そして具体的な削減目標はございませんが、ここで幾つかプリンシ

プルが決められております。

まず、目標は大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させるということでございます。そして、共通でのたいある責任ということでございまして、先進国、途上国とも削減はしていくと。ただし、その責任については差異があるということでございます。そして、具体的な削減目標については、その後、COPというところで各国代表が集まって議論をしたわけでございます。たまたま第3回が京都でございまして、そこでCOP3がまとまったわけでございます。ちなみに第1回はドイツでございまして、新しいドイツが、西ドイツ、東ドイツが一緒になった直後でございます。そのときの環境大臣が今の首相のメルケルさんということでございます。

その後、第3回が京都でございまして、そこで京都議定書がまとまったということでございます。まずは先進国として90年に比べて5%減らそうということになりまして、そのときのアメリカ副大統領のアル・ゴアさんなどが中心になって数字をまとめました。それが、日本はマイナス6%、2010年に向けてですがマイナス6%、アメリカがマイナス7%、EUがマイナス8%といった内容でございまして、アメリカは批准をしなかったということでございます。当然ながら、先進国だけでございまして、中国を含む途上国には削減義務がなかったということでございます。

なお、私自身がリオのサミットに参りましたが、その当時はまだ中国とかインドを規制する雰囲気はなかったです。何せそのときは、実は90年というのは、90年の数字をベースに議論したのですが、89年に中国で何があったか。天安門事件です。そして、そのときの中国のGNPは日本の8分の1、大体九州程度だったわけでございまして、そういう中で、まだ中国を規制しようということは、実は全くそんな雰囲気はなかったです。当時はですね。ということが背景にありました。

それが現在は大いに変わってきているということでございまして、やはり、全ての国が参加する2020年以降の枠組みをつくりたいということで動いてきたわけでございます。

次お願いします。そしてこれが、去年の12月にまとまりました、COP21で決まりましたパリ協定の中身でございまして、まず全体の目標を2℃以下に抑えようと。産業革命から2℃以下に抑えようでございまして、1.5℃未満も努力目標だということでございます。

この1.5℃というのは、島国連合というのがございます。これは50数カ国が参加しております。私もカリブ海の会議に出たことがございまして、実は大きな力を持っております。そういった島国の声もあって、1.5℃というのも十分勘案するということでございます。そして、今世紀の後半にはガスの排出と吸収を均衡させようということでございます。

それから各国が、全ての国が目標を持つということですが、京都議定書のように達成しなかったらペナルティがあるとはございませんで、自主的な目標にするということで、みんなが目標をつくりやすくするということですが、ただし、それを必ずどの国もつくと。そして達成のための国内対策をきちんと義務化するということが合意されておりますし、5年ごとに更新をしていくと。それは緩くしないということですが、それから、途上国についての技術支援の技術あるいは資金の援助ということと、最後に温暖化対策について言えば、規制も大事だけれど、どうしても影響が出ることはあり得ると。それについての対応も大事だということが決められたところですが、

次お願いします。日本はこれについてどう対応したかですが、2020年以降2030年までにどうするかということで、基本的には2030年にどうするかということで目標をつくっております。全体として、エネルギー源CO₂を21%減らそうということですが、そして、吸収源対策、これは森林の整備等ですが、2.6%ということですが、原則的にはやはりCO₂、それからメタンといった排出量を減らしたいということですが、その中に、数字としては現在含んでおりませんが、やはり諸外国の削減に協力して、そのある部分を、例えば2分の1を日本の削減にするといったJCMということも施策としては含まれているわけですが、

次お願いします。問題は、これは私も以前、この計画に携わったのですが、難しいのは、じゃあ日本の場合、どの国もそうなのですが、エネルギー需要の計算がものすごく難しいんです。この場合、毎年の経済成長率が1.7%、実質1.7%で計算しています。それから世帯数も増加する、人口は減るけれども世帯数は増加するというので計算をしております。その上で数字を出して、それを省エネ対策でまず減らすということで数字を出します。そして、省エネ対策をした後のエネルギー供給をどうするかということでございまして、電力と電力以外に分ける。おおむね電力が3割5分程度でございます。電力以外が6割ちょっとなのですが、そういったことで分けまして、それぞれどういった形の削減をするかということになっております。

次お願いします。そういう中で、法律がございまして、温暖化対策法にございまして、具体的に、政府だけではなくて地方公共団体も、中核都市以上については自分の地域の削減計画をつくっていただくということですが、それから、その下にございまして、一定以上の事業者につきましては、自分の企業からどれだけCO₂などを排出しているかということの報告をいただいて、それを国が公表しております。それから排出抑制指針をつくってございまして、オフィスあるいは企業といったところから出てきますCO₂などのガスにつきまして、どういっ

た対策をとっていただくかというメニューづくりもやっているところでございます。

次お願いします。それから当然、節電も大事な手段でございます。さっき申しましたが、CO₂削減の中で、原発、それから水力・火力は今ほとんど新設しませんので、原発、ガス、石炭、さらに再生エネルギーといったもので電力は賄うわけでございますが、当然ながら省エネが大事でございます。さまざまな省エネのメニューも整理をしたところでございます。

次お願いします。その中に当然ながら、低炭素のライフスタイルというものがございます。こういう家庭の、実をいいますと太陽光発電については扱いがちょっと難しゅうございまして、これは我々が統計上、いわゆる発電と言っているときには、商業ベースで売り買いがあるものだけでございます。したがって、自分の家で太陽光発電をしている、自分の家で使う分には、むしろ省エネということが出てまいりまして、発電量に出てきません。

そういう意味では今、基本的には、特にこれまではそうですが、旧電力がどれだけ売っているかということになっておりまして、ちょっと実態とは合わないところがございます。家庭の屋根につけてある太陽光発電等は非常に扱いが難しい。計算が難しいということで、実はそんなことになっております。いずれにしても、家庭で太陽光発電をつけていただくとか、あるいは古い機器の買いかえといったことも大事なことでございます。

次お願いします。それから、ごみもその一部でございます。これはもちろん、何となくこう見ると一般廃棄物だけ書いてございますが、量的には産廃が多いわけでございます。約1桁、産廃のほうが多いわけですが、それについてもごみを減らせば運搬燃料も減るわけでございます。さらに残ったごみをリサイクルするというのも大事でございます。それでも残ったごみは焼却をして発電をする。そういったことも大事なメニューでございます。

次お願いします。もちろんそれ以外にも、移動、外出についてのエコドライブとか、エコカーを使っていただく、さらにクールシェアといったことも大事なことでございます。

次お願いします。それから2つ目の、自然共生社会のポイントの1つが生物多様性でございます。

次お願いします。いろいろな生物がございまして、これは本当にポイントだけにしてしまいます。1つは原生的な自然を守る。それで原生的な生物を守ろうということでございまして、その手段として一番大きいのが国立公園でございます。

国立公園というのは、19世紀半ば、1872年、これは思い起こしていただきますと南北戦争が終わった直後でございます。南北戦争が終わったのは1863年か4年だったわけでございますが、その直後にアメリカが全て西海岸まで売ってしまうということで、そのフロンティアがある、

フロンティア・ディスアピアという時代があったわけですが、そういう中で、アメリカの統一性を持っているということで、ヨーロッパにない、アメリカのアイコンをつくりたいという中で、アメリカにはまだヨーロッパに比べて広大な自然があると。そういった観点から、イエローストーンとかヨセミテといった広大な国立公園が指定されました。当然ながら、さまざまな野生生物も守られているということですが。

イエローストーンだけで東京と千葉県ぐらいの面積があります。私も行ったことがありますし、1日歩いても誰にも出会わないことがありますし、しょっちゅうそこで人が死んでいるということもございます。アメリカの国立公園に行きますとわかりますのは、時々看板が出てまして、「your safety is your responsibility」という看板が立っておりまして、事故に遭っても誰も助けてくれませんし、裁判もできません。そういった環境で自然を守っているのです。

日本の場合はそこまでいかないのですが、これは神奈川ですから富士箱根の写真を入れましたが、31の国立公園で、なかなかアメリカとはいかないのですが、こういったことをやっているわけですが。

次お願いします。自然公園自身は、実は国立公園、国定公園、県立などがございます。全体で国土面積の15%、かなり広いところを自然公園が指定されて、風致のほう、それから当然観光目的もございます。観光にも使っていただいておりますし、野生生物保護にも役立っているということですが。

次お願いします。そして今、実は政府が一生懸命やっています、私も実は関係しているのですが、やはりインバウンド、海外の人に来てもらおうと。それから国内の人にも、本当に日本にある豊かな自然を楽しんでもらおうということで、幾つかのナショナルパークを選んで、今回、7つ8つと聞いていますが、そこをぜひ、きちんとした規制をして自然を守ると。さらに、例えば案内板なども日本語だけではなくて、英語、中国語、韓国語、スペイン語、その程度を含めて、やはり多くの、どの国の人に来て楽しんでもらえるような国立公園にしよう。そして施設も、規制をするかわりに、施設もしっかり整備をする。例えばトイレはきれいにするとか、そういったことも今回進めようということになっているわけですが。

次お願いします。それから、そういった大自然だけではございませんで、里地・里山も大事でございます。従来、日本の場合、世界的にそうなのですが、里地・里山があつて、農業活動もあったわけですが、非常にそういう第1次産業が衰退する中で、里地・里山が荒れております。こういったところをしっかりと守るということも、やはり2次的な自然を守る上で大事でございます。これはたまたま生田緑地の写真でございますが、こういった地域がたくさ

んございまして、ぜひこういった、いわゆる原生ではないし、いわゆる珍しい自然ではないものも守っていくということが、一つの世界的な運動になっているところでございます。

次お願いします。そういう中で、森、里、川、海を大事にしよう。自然というのは循環でございまして、ですから、農村と漁村と都市が1つの循環の中で暮らしていくのだと。そういった社会をつくるのが、安定的な自然共生社会になるのだということでございます。

次お願いします。そういったことで、実は幾つか動きがございまして、例えばこの近くですと、里とございまして、小田原でサシバがつくれる成育環境づくりということで、その地域の人と草刈り、棚田再生、米づくりをやっておりまして、こういった、それ以外のところもございまして、こういったささやかな運動をする中で、何とか従来の日本にあった里地・里山づくりを守っていこうということでございます。

次お願いします。その次が循環社会でございまして。

次お願いします。ご存じのとおり、日本の特に一般廃棄物でございまして、やはり東京ごみ戦争ということが一つ大きなきっかけになっております。1960年から70年の初めでございまして。具体的には、左下にございまして、当時は今の夢の島、今の熱帯植物園とか辰巳のプールがあるところですが、当時そこに全部ごみをオープンダンピングで生ごみを捨てていたわけでございます。そして、江東区の学校ではハエたたきをしないと授業ができない。当時は冷房などございませぬので、窓をあけて授業をやったわけですね。当たり前ですが。するとハエたたきをしないと勉強ができない。そういう中で、これは美濃部知事時代でございまして、夢の島に持ってくるごみを全部各区で焼却をします。そうしますと衛生処理ができますし、容積的にも20分の1程度になるということでやりましたが、杉並区が反対をしたということで、杉並区は清掃工場をつくらぬという中で、江東区の方が杉並のごみを排除した。そういった、いわゆる東京ごみ戦争があって、今の情勢に変わってきているわけでございます。

次お願いします。これは早稲田の先生が、さまざまな非公式資料を使ってつくっていただいた資料でございまして、いわゆる一般廃棄物全体の動きでございまして、棒グラフだけごらんください。

棒グラフをごらんいただきますと、戦前は1人1日当たり、これは一般廃棄物ですからオフィスと家庭なのですが、1日当たり大体200gから400gということでございまして、これが高度成長の中で1,200g程度まで達するということが70年ごろにはあったわけでございます。その後、少し減量化もございましたが、さらに80年ごろからは経済活動が活発化する中で、やはりもう一度1,200g程度まで達したということが、今また経済活動も若干落ちつく中で、また市民

の意識も変わってごみ減量化する中で、少しずつ減ってきているというのが現状でございます。

次お願いします。産廃も大問題でございます。これは四国の豊島でございます、私もこのとき廃棄物のことをやっておりましたが、島の4分の1程度が兵庫県の、これは香川県の島なのですが、兵庫県を中心とした地域の化学物質関係の廃棄物で埋められたというのがあったわけでございます。それも、リサイクル目的ということで摘発を逃れていたという実態があったわけでございます。

次お願いします。この豊島以外に、大きな問題としては青森・岩手の県境問題もございました。両方ともですね。また、500億、650億というほとんどが、実は残念ながら最後は税金になってしまいましたが、そういったところで膨大な公費を使って、まだ一部問題が残っておりますが、解決を図っていったということがございまして、産廃について言いますと、やはり一廃と違いますのは、一廃は、きょうも実は資料がございまして、事業系であれ家庭系であれ、最終責任が全部市町村にあるということで、計画をつくって、その中でマネージされています。産廃はそれがございませぬので、あくまで排出者責任ということでございまして、非常に不法投棄の問題というのが産廃については多いわけでございます。

次お願いします。特に産廃の構造的な問題としましては、安かろう悪かろうと。発注する、本来、廃棄物処理法上は第3条におきまして、廃棄物処理はあくまで産業廃棄物は排出事業者にあります。産業廃棄物の業者ではありません。出す人に責任があるのですが、これが、ほかの調達と同じように安いところにどんどん頼むとなりますと、安かろう悪かろうということで、結局悪貨が良貨を駆逐するという世界が出やすいわけでございます。それが不法投棄になるということで、産廃業者というだけで悪いやつだと思われる例が多かったということでございます。

次お願いします。そういう中で、さまざまな法律改正をしてきました。私も実は大分やりましたが、罰金を3億円以下にするとかいうルールもございましたし、さまざまな業者の取り締まりもやってきました。それ以外にも、優良産廃業者という認定制度もつくってきたところでございます。そこに頼めば安心だと言えるような業者の認定もしてきたわけでございます。

次お願いします。そして、不法投棄の関係がかなり減ってきましたが、実は残念ながら、あるところからは頭打ちになっています。

次お願いします。法体系がございまして。環境基本法をベースにしまして、循環型社会形成推進基本法、そして廃棄物処理法がございまして、その下に容器包装、あるいは家電リサイクル、食品リサイクル、建設リサイクル、自動車リサイクル、小型家電リサイクルという制度がある

わけでございます。

平成13年でございますので2001年でございますが、循環型社会形成推進法ができました。このときは大きな契機がございまして、それ以前から廃棄物の問題、いかに循環を大事にするかと、大きな問題だったわけでございますが、特にこの直前に名古屋市で、藤前干潟という干潟に廃棄物処分場をつくりたいという話がございましたが、これが市民の大反対ということで、大きな社会問題になりました。その中で、干潟を大事にしようということで、名古屋市もそこを廃棄物埋立処理場にするのを諦めました。その対策として、従来、名古屋市は燃えるごみと燃えないごみだけだったのですが、10種類を超える家庭あるいはオフィスのごみの分別を始めました。それによって大幅に、いわゆる焼却・埋め立てするごみの量を減らしたわけでございますが、そういうショック療法もございました結果として、やはり社会全体が循環型にしなければいけないのだということで、こういった立法ができたわけでございます。

次お願いします。その中身でございますが、まず1番には発生量を減らしましょうと。それから2つ目には再利用をしましょう。使い終わったものももう一回洗って使いましょうと。3番目が、それができない場合も、全部もう一度資源としてリサイクルしましょう。そして4番目として、物として使えない場合でも熱として回収しましょう、ということになったわけでございます。そういった順位づけが法律に基づいて行われたところでございます。

次お願いします。そういったことについて整理をしたものがこの表でございまして、やはり個別の事項として大きいのは、まず70年に廃棄物処理法となったわけでございます。それまでは産業廃棄物という定義はなかったわけです。ここで初めて産業廃棄物という定義が入ったわけでございます。そして、ごみがふえる中で、実際の環境基本法が93年にできました。この中で循環型社会ということ、社会を循環型にしていくのだということも入ったわけございまして、それを受けて、まず圧倒的に大きかった容器包装についての法律が95年にできました。これは一部の地域でごみを見ましたら、燃えるごみの容積的にいうと半分程度が容器包装だったということで、例えば発泡スチロールの白い皿とか、まだ当時はペットボトルは少なかったのですが、さまざまなプラスチック容器とか、紙の箱とか袋、そういったものが多かったということで、それをリサイクルするだけで、ごみの量が、トンではないですよ、量が半分になると。そういったこともあってリサイクル法が入ったわけでございます。

そしてその次に、よく目立ちます家電、洗濯機、冷蔵庫、エアコン、テレビといったもののリサイクル法ができたということでございますし、先ほど申しました基本法が2000年にできてから、さらに幾つかのリサイクル法ができたわけでございます。

次お願いします。この問題は国内にとどまりません。海外の問題がございます。バーゼル条約という法律で、国境を越える有害廃棄物についての規制がされております。これについては、廃棄物処理法とバーゼル法と2つ関係しておりますが、これに該当するものにつきましては、原則として相手の国がそれを資源として使った上で、残りもしっかり処理ができるという担保がある場合だけ、輸出入をしてもいいというのが原則でございます。

次お願いします。ただ、そういったことはなかなか、建前はそうなのですが、実際は難しゅうございます。特にアジア地域は今、ごみがどんどんふえていまして、そういう中で、どの国にどういうふうにごみが行っているかわからないところがございます。実際に途上国自身が、自分の国で発生したごみも、輸入したごみも、かなりずさんな形で処理がされていますし、かなり危険なものも多うございます。左は中国の写真ですが、被覆ケーブルを、そこから銅線を取るのですが、私も現場で見たのですが、銅線を持って、自分でガスバーナーを持ってきて、目の前でケーブルを焼いて銅線を取り出しているということで、どう考えても体に悪いだらうという印象を受けます。それからフィリピンとか、いずれにしてもそうですが、ミャンマーもそうでしたが、ごみの中をはだして子供が歩いたりしてごみをあさっております。スカベンジャーといえはそれまでなのですが、それによって足の形が変わってしまったという方もたくさん見えています。

次お願いします。何とかこれを整備したいということで、やはり大事なことは、不適正な廃棄物などを貿易管理を徹底するということがございますし、また逆に言いますと、日本で処理したほうがいいものもあるわけがございます。そういったものについては、規制をうまく適正にすることによって、日本で処理して、なおかつその資源を有効利用できるものについては、やはり有効に利用ができるようにしたい。そういったことでの見直しを今、やっているところでございますし、私ども日環センターも、役所から依頼を受けまして、そういった中身の検討をしているところでございます。

次お願いします。それから、災害もごみの大きな原因でございます。92年、2011年の東日本震災以来、さまざまな制度をつくってまいりました。南海トラフの対策措置法、あるいは首都圏の直下型地震の特別ルールとつくってまいりましたが、なかなか、法律をつくったはいいのですが大変でございます。実際は何ができるのかということで、今、さまざまな悩みを持ちながら取り組んでいます。

次お願いします。実際には、これは去年でございますが、鬼怒川では氾濫がございまして、その後、仮置き場の搬入に大変戸惑いました。原因は、鬼怒川の氾濫自身も大きな原因でござ

いますが、常総市が廃棄物関係の専門家と連絡が悪かったということで、一般の土木屋さんに頼んだということで、ごみの処理がわからない方が請け負ったということでのトラブルが大変大きかったということでございます。

次お願いします。最後が2011年3月11日以降でございます。

次お願いします。皆さん、各地で地震を経験されたと思いますが、2時46分ごろでございますが、震度7というのはちょっと間違いかもしれませんが、大きな地震があったわけでございます。2万人弱の方が亡くなったということでございます。そして、それに伴いまして、福島第一原発の事故がございまして、大変な災害廃棄物が出たわけでございます。

次お願いします。地震と津波は図のとおりでございますが、恐らく陸前高田の写真でございます。私も現地に1カ月ほど行きましたが、本当にまだ例の一本松が生きているところでございました。それから福島第一原発のメルトダウンがあったわけでございます。

次お願いします。宮古市は津波にのみ込まれたということで、町自身がほとんど水浸しでございますし、名取市に至りましては地域によっては町全てがのみ込まれてしまったということで、何も無い。がれきの山しかなくなったというところもたくさんあったわけでございます。

次お願いします。そういう中で、国が代行するとかいうことも含めてやってまいりました。石巻の写真でございますが、石巻はこういったごみの山が20ほどできました。実際に、随分火事も起きます。ごみが積まれますと、中が60度ぐらいになります。すぐに火事が起きるということで、大変なトラブルがたくさんございましたが、何とか2年程度かけて解決したということでございます。

次お願いします。解決しないのは実は放射性物質でございます。これは地震直後の空中と、高さ1メートルのところの汚染度でございまして、メルトダウンがあった数日後に、雨が降ったということで、そのときの風向きの影響によって、最初にまず北西に汚染物質が流れ、そして奥羽山脈にぶつかって南下したというところが一番大きかったわけでございます。

次お願いします。これにつきまして、こういった中で放射性物質対策、それからもう1つは原子力の新しい委員会を、規制組織をつくるといったこともやってございまして、あとはグリーンニューディール基金というものをつくりまして、特に異常時の、震災時等の太陽光発電、蓄電池の普及も目立ってきたところでございます。

次お願いします。除染も随分やってまいりました。福島だけではございまして、宮城、あるいは栃木、群馬、埼玉、千葉とやってまいりまして、実際にやってみますと、いろいろな方から海外の例も聞きましたが、当時のソ連、今のベラルーシ、そこの区のほとんどが参考にな

りません。そういった中で、結局かなり原始的な除染対策ということで、ふき取りとか土を除くとか、そういったことをやってきたわけでございます。

次お願いします。そして、どこかに持っていかないと始末がつかないということで、現在、第一原発の周辺約15平方キロメートルの土地を国が買い上げて、そこに30年間保管するということが作業が進められておりますが、なかなか実ほうまくいっておりません。

次お願いします。他の地域も実は大変うまくいっておりませんで、これは栃木県のパンフレットですが、除染はかなり進みましたがほとんど終わっていますが、問題は各県1つずつ処分地域をつくりたいということについていいますと、どこかにつくるのはいいけれど、自分の市町村は嫌だということで、皆さん反対されて進んでいないという実態があるわけでございます。

次お願いします。そういう中で、それとは別に、原子力規制委員会ができて新しい規制体系が始まっているということでございます。

次お願いします。環境省におきましては、環境省は実は予算と人を見ているだけでございまして、実際は規制委員会の先生が独自に作業をされています。環境省に置いたのは、従来は経産省のエネルギー庁にそういう組織があったという関係で、経産省から最も遠い組織ということで環境省に置いたということだけでございます。

次お願いします。そういった中で、新しい規制基準が運用されておりますが、ただ難しいのは、今回かなり厳しくなっています。真ん中の2つポツがございしますが、要するに重大事故は起きるのだということで、メルトダウンが起きたとしても環境中に大きな影響が出ないようなことが必要なのだという形での見直しがされているところでございます。

それからもう1つは、新しい基準は厳しいのですが、これは本来、規制というのは既設の施設には適用されない。あくまでも新設のものだけに適用するのが普通でございしますが、原子力については既設の施設についても新しい規制を適用することになっておりまして、そういう意味では、再稼働が幾つか認められ始めておりますが、かなり従来と違った対策がとられているということです。ただし、難しいのは、原子力安全に終わりはないということでございまして、従来の火力等とは次元の違う、強いインパクトのある発電方式でございしますので、より高いレベルを目指していくということでございます。

ということでございまして、本当のさわりでございしますが、私どもから最近のさまざまな話をさせていただきました。ありがとうございます。

ということで、何かございますか。大ざっぱで恐縮でございしますが、これは、何かあればまた次回以降で結構ですから、言ってください。

では次に行きます。議題4ということで、逗子市のごみ処理の概要について、説明をお願いします。

【事務局】 その前に、視察のほうの日程の集計ができました。なるべく多くの方の都合が合うというところで行きますと、10月6日、木曜日となります。橋詰副会長が△だというところではございますが、なるべく多くの方の○がついているところで、10月6日、木曜日ということで決定させていただければと思います。よろしいでしょうか。

【南川会長】 よろしいですか。では10月6日をお願いします。それで、交通なのですが、例えば久喜の駅かどこかで乗せていただいて熊谷でおろしていただくとか、そこをお願いしたいのですが。

【事務局】 それはどのようにでも。

【南川会長】 私、練馬に住んでいるものですから、逗子まで来て、また逗子から帰るというのも非常に大変なものですから、ぜひよろしくをお願いします。

では10月6日をお願いします。では資料についてのご説明をお願いします。

【事務局】 それでは資料5、逗子のごみ処理の現状について説明いたします。資料5をお開きください。

まず図1でございますが、家庭から排出されるごみ処理の概要をこちらに示してございます。こちらのほうでは、大きく処理の概要を示しておりまして、ごみの分別区分、ごみの分別収集したものがどのように処理されているのかという処理処分、その流れについて記載してございます。

逗子市では、昨年10月から家庭ごみ処理の有料化を実施しております。これと同時に、ごみの分別区分を見直して18区分まで細分化いたしました。この図のごみの分別区分の平成27年9月30日までと、27年10月1日からということで、そちらのほうは現在、分別されている18区分のごみの分別になってございます。

その中で、有料化を実施したごみといたしましては、新たに燃やすごみ、不燃ごみ、これが有料化されております。粗大ごみは27年10月以前も有料で収集してございます。

これら分別ごみの詳細につきましては、お手元にお配りしました資料8、キューズをご覧ください。これが各家庭にお配りしてありますごみの分別の仕方で、各分別の18区分の出し方について記載しています。

10月1日からの大きな変更点としましては、燃やすごみとして収集しておりました植木剪定枝、草木を分別したこと、それと不燃ごみに含まれます小型家電、危険有害ごみを分別して収

集し、さらに家庭金物、なべ等を家庭金物として集団回収品目として分別して収集し始めました。また、空き缶、空きびんは一括して収集していましたが、空きびんのみを市のほうの収集といたしまして、さらに缶類をスチール缶、アルミ缶に分別して集団回収の対象としました。

次に処理処分ですが、現在、市が収集したものについては、環境クリーンセンターに集め、処理処分を行っております。環境クリーンセンターには、焼却施設、粗大ごみ施設、容器包装プラスチックの選別処理施設、ペットボトルの選別処理施設、それと植木剪定枝の資源化施設、焼却残渣を埋め立てしてございました最終処分場が整備されております。これはお手元にお配りしてございます環境クリーンセンターのパンフレット、資料9を参考に見ていただければと思います。

この図に示します廃棄物を対象にごみ処理を行っておりますが、焼却残渣、これは全量外部委託で溶融化による資源化、粗大ごみ施設からの破碎残渣、これは埋め立てをしていたのですが、現在は焼却施設に戻しまして、焼却により減量化を行っております。現在、最終処分は一切行っておりません。

平成27年度の資源化率は、こちらに書いておりますように43%で、県内でも結構高い値になっております。

あとは、それ以外のエアコンやテレビ、これは家電リサイクル法、破線から下の部分につきましては市で処理の対象とはしていないものになります。これは事業者の責任等で処理を行っていただいております。

次のページの表1が、平成21年度から27年度までのごみ収集、あとは持ち込み等のごみ量の実績の推移になってございます。

集団回収を含めた総ごみ量は、平成24年度以降ほぼ横ばいで、約2万トンで推移しております。1人当たりのごみの排出量も同様で、平成27年度が914g。ちなみに平成26年度の神奈川県のが平均が894gということで、逗子は若干それよりも高い値になっております。

次のページの図2ですが、収集及び許可、持ち込みごみ量の推移を示してございます。この図を見ていただきますと、収集及び許可、持ち込みの燃やすごみ量が、平成27年度に減少しております。若干減少してきておりますが、これが27年度から、燃やすごみとして集めていた草木を分別して、改めて草木として集めるということで、燃やすごみが減ったということで見えていただければと思います。

次のページ、図3でございますが、これは有料化及び分別区分細分化後の、年度の月別の量を比較したものでございます。26年度と27年度の有料化実施後にどのようなごみ量の変化があ

ったかを示したものになります。27年度の10月以降、一番上でございますが、収集燃やすごみが極端に減ってきています。これは先ほど言いましたように、有料化が1つの原因ということと、草木を分別したという、このことが大きな要因になっているかと思われます。

それと、次の図でございますが、収集不燃ごみ、これは27年度の9月に、やはり駆け込みで、有料化前に出したということで極端にふえています。それ以降、10月以降は大体70%ほど減量化されておりまして、不燃物をさらに小型家電と家庭金物に細分化をしたということと、あとは有料化に移行したということで、かなり減量化しております。

あと一番下になりますが、持ち込み許可につきましては、あまり極端な変化というものは見られません。

簡単ですが、逗子におけるごみ処理の概要というのは以上で説明を終わらせていただきますが、お手元にお配りいたしました資料7、これは平成27年度の逗子市における清掃事業の概要で、詳細につきましてはこちらのほうを見ていただければと思います。

以上で、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

【南川会長】 質問ですが、市によっては、一般廃棄物というか、普通の家庭の方が結構ごみを、自分で持ち込まれる方がいるんですか。お年寄りの方などが、ある時間に焼却場の下にまで持ってきて、これで燃やしてくれというので。それで交通渋滞になったりして問題になることがあるのですが、ここはそういうことはないですか。

【事務局】 クリーンセンターの中では持ち込みもないことはないです。ありますが、周辺環境に影響を与えるような渋滞とかそういうものは一切ありません。

【南川会長】 あと、事業系一廃についていうと、大部分が許可権者が許可した業者さんが持ってくるということで、あまり事業者そのものが持ってくるというのはないですか。

【事務局】 一応、許可業者が持ち込みますし、事業者が持ってくるというのは、植木の造園業者とかそういうのは直接持ってきますが、ほぼそれでいっぱいです。

【橋詰副会長】 ことしの2月以降は埋め立てがなしなのですか。

【事務局】 はい。今まで破碎残渣といって、破碎処理施設から出ていた残渣を一部埋め立てをしていたのですが、それを焼却のほうでもう一回燃やしまして、灰として外部に搬出するような形になりましたので、最終処分場への埋め立ては今のところゼロです。

【橋詰副会長】 例えば家庭からの割れたお茶わんだとかれんがだとか、その手のものがまれに出るのだろうと思うのですが、そんなものはどうなのですか。

【事務局】 そちらについては、破碎処理施設で破碎をしまして、鉄とかそういったものは

有価物としていきますが、実際には茶わんなどの土組成のものにつきましては、やはり今までは破碎残渣として埋め立てていたものを一度燃やして、灰として出すような形になっています。

【南川会長】 結局、だけど、どこかで持っていつているわけでしょう。逗子市の処分場で埋め立てはしないということで、どこかというのはどこも言いたがらないのですが、どこかで埋めているわけですね。

【事務局】 埋め立てはしていません。今のところ、灰については全量熔融固化ということで。

【南川会長】 熔融固化して資源化しているということですか。

【事務局】 はい。

【橋詰副会長】 そうですね。これ、最終処分がもうないのだから、行っている矢印は資源化だけですものね。

【事務局】 はい。

【南川会長】 以上が説明でございます。何か皆さん、質問等ございませんでしょうか。

【鈴木委員】 その灰はどこに持っていつているのですか。

【事務局】 灰につきましては3カ所の排出先がございまして、茨城県の鹿嶋市と、栃木県の小山市、愛知県の名古屋市の3カ所です。

【鈴木委員】 随分いろいろなところに持っていつているんですね。

【事務局】 日本の中でというか、ここから持っていつける範囲でいうと、今、日本で4カ所、熔融固化をやっている業者があると聞いていますが、1つは青森県と聞いていますので、ちょっとそこまでは運搬距離が長いので、今のところその3カ所に運ばせていただいています。

【南川会長】 熔融して、結局何か、路盤材とかに使っているということですか。

【事務局】 そうですね、はい。

【松本委員】 今、橋詰委員からもあれしたのですが、私も先日、クリーンセンターに見学に行きましたら、粗大ごみの破碎残渣ですね、今までお茶わんだとか皿だとか陶器とか、プラスチックは燃やせるとしても、そういったものから複合的にくっついているものとかも、全て最近燃やしているのだということで、燃やすことによってストーカー炉にクリンカがついたりとか、そちらのほうの負荷がどうなのかなと思っていて。これはどうしてそういうことになったのでしょうか。

【事務局】 破碎の残渣はいろいろと種類がございまして、先ほどおっしゃった土組成のものとか、あとは破碎の中で振動ふるいといって、いろいろなふるい分けをしたりするものがあ

るのですが、きっちり100%分けられるわけではなく、いろいろなものが混入している中では、一部燃やせるものも見受けられたものですから、試験的に少量ずつ、炉の温度や炉内の負荷がかからないかどうかというのも確認しながら、徐々に量をふやして行って、試験をずっと続けてきた中では、今のところ全量燃やしても大丈夫という、負荷はかかっていないということで、今のところそれを継続して燃やしているということです。

【松本委員】 はっきり言って、先ほど橋詰委員も言われたように、陶器やガラスや食器といったものなどは、分ければ済むわけですよ。不燃ごみに入れなければ。かなり、そういうものまで、茶わんとかが燃えるとは思えないので。高熱で燃やしたものですから、燃えるとは思えないので……。

【事務局】 燃えかすとして、今も、燃やすごみということで非常に分別が進んではいるのですが、有料化以前について、非常に混入物が多かった状況を考えますと、今、炉のキャパシティの中では十分に対応できる程度に分別が進んで、破碎残渣を焼却しても十分キャパシティの中で対応できるというふうに今は考えて、それを継続してやっているということです。

全体からすると非常に燃やす量というのは、実際に出てくる分も少量ですので、その少量の中でも非常に段階を踏んで、負荷状況、クリンカのつき方とかそういったものも見ながら、焼却をさせていただいているということです。

【鈴木委員】 先日、私たち、エコ広場のところでガラスリソーシングというところに、千葉の施設に行ったのですが、そこで逗子市の割れたガラスとか陶器とかを集めて砂状にして使っているというのを見学してきたのですが、それは、燃やして出たものをそちらに出すことはできないのですか。わざわざ燃やすほうに入れてしまうのですか。

【事務局】 それは、破碎施設で破碎したものの残渣、要は残りかすというところの話でして、今、ガラスリソーシングというところに運び入れているものは、びんとして分別して収集してきたものについてのみ、持ち込んでいるものです。

今、実際に、破碎残渣の中からガラスだけを選別するという技術が、そういった施設がないものですから、そういった中では、ガラス組成のものが一度破碎施設に搬入されて、破碎をした上でそういったかすとしては出てくるかもしれませんが、実際には焼却した灰として、先ほど松本委員がおっしゃいましたが、燃えかすといったところで、灰の一部ということで出しているということです。

当然、その灰の中から、熔融固化業者の中でもう一度いろいろな選別をしますので、いろいろな組成別に分けたところでは、いわゆる都市鉱山と言われているような重金属類も抽出でき

ますし、あとは、素材ごとに抽出をして、それぞれを、使えないものについては路盤材とかそういうことになりますが、一部、重金属として、金、銀、銅、亜鉛とかいうところで資源化されているという状況です。

【鈴木委員】 でしたら、もう一度燃やすようなことをしないで。炉もかわいそうですし。長持ちさせるためには。

【事務局】 どちらかという最終処分場の延命化というところで、もう本当にいっぱいいっぱい状況ですから、なるべく最終処分場の延命化ということをもまず第一目標として、まず埋め立てないというところで何ができるかということで、有料化以降、分別が進んだ中では、炉への負荷も考えながら、今、こういったことに取り組んでいるということです。

【鈴木委員】 わかりました。ありがとうございます。

【松本委員】 これからの課題として絶対に、割れた皿やガラスをどうするかということがあれじゃないかなと思って。私や鈴木マリ子さんは、実はエコ広場ずしというところで、割れていない食器や陶器は皆さんに使っていただくということで、少しは減らすことに貢献していると思うのですが。やはりこれからの課題として、ぜひそういう。

燃えないものを燃やすって、ちょっと普通じゃないと私は思いますので、そこは考慮すべきことだと思います。

【事務局】 ありがとうございます。

【南川会長】 これ以上は。それで、もう議題は終わりなのでちょっとお願いは、簡単に5分ぐらいでいいのですが、次回、見に行こうという施設の説明がありますよね。ちょっとポイントだけ、どんな施設かだけ、やってくれませんか。

【事務局】 それでは、視察について説明いたします。お手元の資料11-1、11-2が視察先として予定しています熊谷清掃社と久喜宮代衛生組合の資料となります。資料11-1熊谷清掃社の資料です。処理方式は、3ページに記載されていますHDMシステムになります。この方式のHDM菌についての説明が次の4ページ記載されています。微生物による処理が主体で、木材チップに微生物を付着させて、そこに生ごみを入れて攪拌して、それで1日置いて、次の日にはごみが消えるというようなシステムとなっています。バクテリア de キューロの生ごみ処理容器の大型のものというふうに単純に考えていただければよろしいかと思います。

このシステムでの設備としては、集めてきた袋を、この地域では袋収集でやっておりまして、袋を破く破袋分別機と、攪拌機になりますが、久喜宮代ではこの攪拌機にかえてシャベルローダーでコロニーを攪拌するだけという本当に単純な施設となっています。

今回、久喜宮代の施設は5トン未満で、写真が入れてありますが本当に簡単な施設でございます。あと、熊谷清掃社のほうは20トンということで、大体これから計画する規模に近い施設ということで見ていただくとよろしいかと思えます。

このシステムは、スケールの的には、規模が倍になればやはり容積も倍になるような、単純な施設でございます。

簡単でございますが、そのようなことでよろしいでしょうか。

【南川会長】 では、済みませんが、多分どこかにホームページも出ていますので、行く前にお互いに見るようにしましょう。そのほうが効率的で良いと思えます。

とりあえず以上ですが、何か事務方のほうでございますか。

【事務局】 今回の、消滅型の生ごみ処理施設の関係で、貸し出し用ということで黄色い冊子をお配りしております。これは平成24年度に実施したモデル事業の報告書なのですが、もう部数が残っていないので、貸し出し用ということでお配りしております。

当時、有料化よりも生ごみの分別収集、一括処理というのを先にやることも視野にモデル事業をやったのですが、なかなか、生ごみの分別の協力率が上がってこないということで、有料化を先行して、その次のステップとしてまた生ごみの分別収集、一括処理に取り組んでいこうというような結論でまとめております。

貸し出し用ということで差し上げることはできないのですが、また次回以降見ていただくということでよろしいかと思えます。お持ち帰りいただいて、読んでいただいてまた持ってきていただくということで。また次回ということであれば、置いて帰っていただければと思えます。

それと、先ほど南川会長から、視察の途中で拾って、途中でまたおろしてというようなご希望をいただきましたが、きょうお配りした中で、生ごみ処理施設視察行程案というのをお配りしております。大体こういう行程で、8時に逗子市役所を出発して、ほぼ丸1日かかりで、夕方少し遅い時間に戻ってくるという予定なのですが、帰りにつきましては、逗子駅まで戻ってくるよりも、藤沢あたりの駅でおいて、そこからJRで帰ったほうが良いというような方がいらっしゃればと思ひまして、そういったところも盛り込んでいます。これにつきましては、10月6日ということで決まりましたので、また今後ご案内を出す中で、メール等でもやりとりさせていただいて、ご希望があれば途中でのそういった対応もしたいと思ひますので、その点よろしく願いできればと思ひます。

10月6日ということで、もう何人かご都合の合わない委員さんもいらっしゃるのですが、もし、この後、ご予定の都合がつくようで、参加できるということでございましたら、また改め

て出欠の確認はさせていただきたいと思っておりますので、そのときにそういった形でご回答いただければ対応させていただきたいと思っております。

あともう1点、事前にお知らせしているのですがマイナンバーの関係で、確認表というのをきょうお配りしてまして、こちらにご記入いただいて、手続的には、番号を確認した上で、こちらでお受けするという、全庁的にそういった手続を踏むということになっておりますので、大変ご面倒で申しわけないのですが、終わった後にお1人ずつ確認をさせていただいて、あと報酬の支払いもまだ済んでおりませんので、審議会を閉じた後に、対応をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

【松本委員】 済みません。先ほど広域連携のことで、市長も、今週の金曜日に調印式をやるというようなことだったのですが、全く市民に対しては一切そういう情報が入っておりませんし、5月ぐらいから協議会をしているようですが、その協議会の議事録等をホームページにアップするとか、そういったことはしないのかどうかを伺います。

【事務局】 自治体間の協議会ということで、一つは本市の情報公開条例の対象にはなっていないということと、未成熟な情報ということで、通常の公開の対象にはしていないということです。あと、まだ協議会を設置したという段階では、あくまでも2市1町でそういう広域の協議をしていきたいと思いますというだけで、そういう場を設けたというだけで、具体の合意形成をしたということではございません。その合意形成の第一段階が覚書の締結になるということでございます。覚書の内容につきましては、当然、覚書の締結以降に公表という形になります。

【松本委員】 ご存じない方も多いと思うのですが、もう十何年前から、三浦半島の広域問題があったときに、一番何が問題になったかといったら、各市町村から集まった職員との、課長、部長からの会合とかが、全て秘密裏に行われていたということなんです。

私は市民でしたので、全部情報公開をとって、それを皆さんで読んだり、みんなで読み合わせたりすることによって、どういうふうに進んでいるかがわかりましたし、やはり、自分たちのまちのごみのことについて、きちっとした、オープンな、市民がわかる体制がとられていなければいけないと思うんです。

それについて、情報公開しなければその情報が出せないということが一点おかしいと思えますし、金曜日に何か締結をするという内容なのですが、それは協議会をつくるという内容なのでしょうか。

【事務局】 今、次長が言った覚書は、あくまで2市1町で基本理念、こんな方向で協議会をやっていこうよというのを覚書として結ぶということで、本当はプレスリリースをもう少し

早い段階で皆さんにお知らせするように考えていたのですが、諸般の事情でぎりぎりになってしまっている現状でございます。それは本当に申しわけないと思っております。

おっしゃるように、今後具体的な協議の実現に向けてについては、当然、市民、町民の方の合意がないとできないと思っておりますので、過去、確かに、こう決まったよという形でお知らせするようなことが多かったと思うのですが、議会のほうでも、そういうものについても早目早目に、こういう方向性が出てきたならばお知らせするようにと言われております。

したがって、そういうものはなるべく早くこちらも開きたいと思っておりますが、協議の場というのはあくまでも自治体間の未成熟の情報というところで、特にそれをオープンにしていこうということではないというのが先ほどの趣旨ですので、今後、方向性としてやっていくのは、なるべく早目早目に皆さんにお知らせをしたいと思っております。

【松本委員】 前の広域化のときにも、自治体間の会合の情報公開を出せば出たわけですよ。ということは、出るということなので、はっきり、きちっと、概要だけでも、こういう話をしましたとか、そういったことをホームページに載せるということ是可以すると思っております。

ごみ問題は、皆さんもご存じだと思いますが、本当に最初のかげ違いから狂ってくるわけですから、本当に最初から、市民へのオープンさというものを明らかにしていただきたいと思っております。

【事務局】 ご要望は理解できるところでございます。ただ、当然、逗子だけではない部分の話というのがある中でございまして、そこについてはまた協議会の中で、その部分は理解いただきたいのですが、今、ほかの市町村でいろいろ問題になっている部分の話もございまして、そういうのも含めて、どういう形で皆さんに公表できるか、それは検討させていただきます。

【松本委員】 公表できるんじゃなくて、情報公開を出せば絶対に出さなければいけないものですよね。例えば鎌倉市や葉山町とも話し合っていることについても、もちろん鎌倉に都合の悪いこともあるかもしれませんが、葉山に都合が悪いことがあるかもしれませんが、やはりそれは逗子の市の職員が出て行って、会合をしているわけですから、それを市民が情報公開して当然だと思いますし、私もいろいろあって情報公開しようかなと思いついていなかったのがあれなのですが、それだったらその前に、ちゃんと逗子市として出しておくべきではないかなと私は考えます。

【事務局】 1つは、2市1町で協議を行っているということでございまして、情報の公

開につきましても協議事項だということをご理解いただければと思います。

ただ、その中で、逗子市といたしましては当然しっかりと、情報を早い段階で公開をして公表して、市民の皆さんの理解を得なければ、これは進めていけることではないと思いますので、そこはご意見を十分踏まえまして、しっかり、説明会も近々で予定しているところでございますし、しっかりと説明責任は果たしてまいりたいと考えています。

【南川会長】 あの方はいかがですか。

あとは、では恐縮ですが適切な対応をよろしくお願いいたします。

そうしましたら、以上でよろしいですね。次回はまた10月6日ということで、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

— 了 —